

伊勢崎市監査委員告示第 3 号

監査結果に係る措置について

令和4年1月14日付伊勢崎市監査委員告示第1号で公表した監査結果報告について、地方自治法第199条第14項の規定に基づき伊勢崎市長から措置の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和4年 3月 2日

伊勢崎市監査委員	光	山	喜一郎
同	高	田	嘉郎
同	新	井	智

監査結果に係る措置通知書

所属部課名 子育て支援課

No	監査結果 (指摘改善)	措置状況
1	<p>補助金関係において、交付要綱で定める1人当たりの補助上限額を超えて補助金が支払われているものがあつた。補助金の支出にあつては、規則や要綱を常に確認するとともに、申請書や実績報告書の書類審査の十分な精査と合わせて、チェック体制の強化を望むものである。</p>	<p>補助金交付要綱に規定する職員1人当たりの補助上限額20万円を超えて支給した6,600円について、対象団体の理解を得て、10月に返納いただきました。</p> <p>再発防止の徹底を図る為、研修を実施し、補助金交付要綱の再確認とダブルチェック機能の強化を図りました。また、書類審査期間を延長するなど本補助事業の実施スケジュールについても見直しました。</p>

* 監査結果（指摘改善）は、監査結果報告書のとおり記載する。